

長寿（後期高齢者）医療制度・国民健康保険 保険料（税）の年金からのお支払い に関するお知らせ

◆問い合わせ先

税務課

☎ 0859-54-5208

長寿医療 制度

■ 1人当たり定額の保険料が7割軽減されていた方で、8月まで年金からお支払いいただいた方は、10月から今年度末まで、年金からのお支払いはありません。納付書などによりお支払いいただいている方の保険料も、同程度軽減されます。

■ 保険料は、お支払いの手間をおかけしないよう、原則として年金からお支払いいただくことにしています。
次の方は、10月から年金からのお支払いに替わります。

① 被用者保険の被保険者だった方

（納付書などによるお支払いから、年金からのお支払いに替わります）

② 被用者保険の被扶養者だった方

（4月から9月までは保険料の負担がありませんでした。10月からは、本来の保険料額の9割が軽減され、1割のご負担となります）

※被用者保険とは…社会保険制度のうち被用者（雇われている人）を対象とする保険で、政府管掌健康保険・健康保険組合・共済組合などをいいます。

長寿医療制度・国民健康保険の保険料（税）の年金からのお支払いは、多くの場合、口座振替へ切り替えることができます。

- 要件を満たしている方で希望される方は、税務課で手続きをお願いします。
- 口座からの振替にすることにより、世帯としての所得税・住民税の負担が軽減される場合があります。

◆詳しくは広報8月号をご覧ください。

※ ただし、次のいずれかに該当する方は、年金からのお支払いではなく、納付書などでお支払いいただくこととなります。

- ①年金額が年額18万円（月額1万5千円）未満の方
- ②介護保険の保険料と長寿医療制度の保険料の合計額が、年金額の1/2を超える方

小地域懇談会 が始まります！

テーマ：女性の視点で地域づくりを考える

開催時期：10月22日（水）～12月15日（月）

開催場所：各区・部落の集会所など

開催日や場所については、区長さんなどと相談させていただきます。開催日などが決まりましたら、チラシなどでご案内いたします。

開催にあたっては、各区・部落の区長さんや社会教育推進員さんに大変お世話になります。

◆問い合わせ先：人権推進課 ☎ 0859-54-2286

◆今年の話し合いは

今年のテーマは「女性の視点で地域づくりを考える」としています。平成17年2月に実施された「鳥取県人権意識調査」によれば、「女性の人権問題」にかかわり、女性に対する人権侵害などまだまだみんなで考えたり、取り組んだりする必要な課題があります。

「女性の人権問題」は、決して女性だけで解決できる問題では無く、男性など周りの人たちが、人権感覚に「気づき、考え、実行する」問題と考えられます。

◆人権感覚を育てましょう！

「女性の人権問題」を考えながら、同和問題や子どもの人権、障害者の人権など、差別や偏見によって生まれる多くの人権分野に通ずる共通のものがあることに気づいていただく機会になればと思います。

今年の世界人権宣言が採択されて、60年の節目の年にあたります。人が人として、ひとり一人の尊厳が大切にされ、尊重される地域、社会を作りたいものです。